

上田市民生委員協力員設置要綱

(趣旨)

第1条 民生委員及び児童委員（以下「民生委員」という。）の負担を軽減し、もって上田市の地域福祉の増進を図るため、上田市民生委員協力員（以下「協力員」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(配置基準)

第2条 協力員は、民生委員1人につき1人を置くことができる。

(推薦)

第3条 民生委員は、活動を行うに当たり協力員を必要とするときは、原則として当該民生委員の活動範囲内の地域に居住する者の中から協力員候補者を1名選出し、民生委員法（昭和23年法律第198号）第20条第1項に定める各地区の民生委員児童委員協議会（以下「地区民児協」という。）会長に対し、協力員の設置を要請することができる。

2 前項の要請を受けた地区民児協会長は、協力員候補者が次条に規定する適格要件に照らし適当であると判断したときは、民生委員協力員推薦書（様式第1号）に誓約書（様式第2号）を添えて、市長へ推薦するものとする。

(適格要件)

第4条 協力員の適格要件は、次のとおりとする。

- (1) 個人の人格を尊重し、人種、信条、性別、社会的門地によって、差別的な取り扱いをすることなく職務を行うことができ、個人の生活上、精神上、肉体上の秘密を守ることができる者であること。
- (2) 社会奉仕の精神に富み、人格識見ともに高く、生活経験が豊富で、常識があり、社会福祉の活動に理解と熱意がある者であること。
- (3) 地域の実情をよく知り、その地域住民が気軽に相談をできる者であること。

(委嘱)

第5条 協力員は、第3条第2項の規定による推薦に基づき、市長が委嘱する。

(活動等)

第6条 協力員は、民生委員と連携し、その指示及び指導のもと、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 民生委員活動の補佐
- (2) 地域福祉に関する行事への参加及び協力
- (3) その他民生委員の活動に関し、地区民児協会長が必要と認めるもの

2 協力員は、前項各号に掲げる活動に関して、市長及び地区民児協会長の指揮監督を受けるものとする。

3 協力員は、月の活動状況を翌月末日までに民生委員を通じて市長に報告しなければならない。

4 前項の規定による報告は、上田市民生委員協力員活動報告書（様式第3号）その他協力員の活動実績が分かる書類により行うものとする。

(遵守事項)

第7条 協力員は、民生委員法第15条及び第16条の規定に準じ、次の事項を遵守して活動するものとする。

- (1) 個人の人格を尊重し、人種、信条、性別及び社会的門地によって、差別的な取扱いをしないこと。
- (2) 職務上知り得た秘密を漏らしたり、不当な目的に使用したりしないこと。その職を退いた後も同様とする。
- (3) 活動上の地位を政党又は政治的目的のために利用しないこと。

(任期)

第8条 協力員の任期は、原則として当該協力員が補佐する民生委員の任期の範囲内で市長が認める期間とする。

2 協力員の再任は妨げない。

(活動費等)

第9条 市長は、協力員に対し活動実費弁償として月額1,000円を支給することとし、その支給開始月は、次に掲げる委嘱日の区分に応じ当該各号に掲げる月とする。

- (1) 各月1日 委嘱を受けた月
- (2) 前号以外の日 委嘱を受けた月の翌月

2 退任又は死亡した協力員に対する支給は、退任又は死亡した日の属する月をもって終わるものとする。

(解嘱)

第10条 協力員が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は地区民児協会長の具申に基づき、これを解嘱することができる。

(1) 活動の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(2) 活動を怠り、又は遵守事項に違反したとき。

(3) 協力員としてふさわしくない行為があったとき。

(4) その他市長が協力員としてふさわしくないと認めたとき。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、協力員から民生委員協力員辞任届（様式第4号）が提出されたときは、当該協力員を解嘱することができる。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協力員に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年12月1日から施行する。

民生委員協力員推薦書

（あて先）上田市長

年 月 日
地区民生委員・児童委員協議会
会長氏名
電話番号

上田市民生委員協力員設置要綱に基づき、当地区民生委員児童委員協議会の
民生委員は民生委員協力員設置が必要であり、かつ候補者は適格者であると認め、
下記のとおり推薦します。

設置要請者（民生委員）

ふりがな		住 所	〒
氏 名			
担当地区		電話番号	— —
委嘱年月日	年 月 日	担当世帯数	約 世帯
活動状況、 必要な理由等			

民生委員協力員候補者

ふりがな		住 所	〒
氏 名			
生年月日	昭・平 年 月 日	性 別	男 ・ 女
年 齢	（ ）歳	電話番号	— —
健康状態	良好・その他（ ）	職 業	
福祉活動 経 験 歴		活動可能 時 間	1 週約 時間
推薦理由			

(あて先) 上田市長

誓 約 書

■上田市民生委員協力員として活動を行うにあたり、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り、人種、信条、性別及び社会的門地によって、差別的な取り扱いをしません。

■市長、地区民児協会長及び民生委員・児童委員の指示があった場合を除き、職務上知り得た個人情報了他に漏らしません。また、その職を退いた後も同様に漏らしません。

■活動上の地位を宗教布教又は政党、政治的目的のために利用しません。

上記について遵守することを誓います。

年 月 日

氏 名(自 署)

上田市民生委員協力員活動報告書

(年 月分)

地区名	地区
民生委員協力員氏名	

(担当民生委員：)

活動等実績

1 活動日数	日
2 活動件数	
(1) 見守り活動	延べ 件
(2) 福祉イベントへの参加・協力	延べ 件
(3) 周知・啓発活動	延べ 件
(4) その他の活動	延べ 件
3 民生委員との連絡調整回数	延べ 件
その他（特記事項等）	

- 1 活動日数：活動した日数を計上してください。
- 2 活動件数：活動した延べ件数を計上してください。
(活動の例)
 - (1) 見守り活動…民生委員の指示のもと、協力員が見守り対象者を定期的に訪問して安否確認や必要な助言・支援を行った
 - (2) 福祉イベントへの参加・協力…民生委員とともに、地域の福祉イベントに参加した
 - (3) 周知・啓発活動…振り込め詐欺の注意喚起のため、啓発チラシを対象者宅へ配布した
 - (4) その他の活動…上記(1)～(3)に当てはまらない活動
- 3 民生委員との連絡調整回数：民生委員に活動内容を報告したり、民生委員から指示を受けたりした延べ回数を計上してください。

民生委員協力員辞任届

年 月 日

(あて先) 上田市長

住 所 上田市

氏 名

私はこのたび民生委員協力員を辞任したいので、以下のとおり届け出ます。

辞任日	:	年	月	日
辞任理由:				
確認欄 :				
地区民生委員児童委員協議会会長 氏名				
地区担当民生委員 氏名				

返却書類：名札、保有していた個人情報文書など